

公民館等の新築・修繕・屋外付帯工事等に対する補助制度について

(令和2年4月1日から)

●自治公民館

項目	補助率	補助限度額
新築・改築（耐震化支援事業に係るもの） <令和7年度まで>	5分の4	2,000万円 (延べ床面積ごとに定める額)
耐震診断<令和7年度まで>	5分の4	200万円
耐震改修工事<令和7年度まで>	5分の4	800万円
改築・増築・建物購入	3分の2 (市域内過疎5分の4)	1,000万円 (延べ床面積ごとに定める額)
修繕（当該工事が20万円以上の場合に限る）	3分の2 (市域内過疎5分の4)	400万円
屋外付帯工事 (当該工事が20万円以上の場合に限る)	2分の1 (市域内過疎3分の2)	150万円
エレベーター設置工事	3分の2 (市域内過疎5分の4)	150万円

●校区公民館

項目	補助率	補助限度額
新築・改築（耐震化支援事業に係るもの） <令和7年度まで>	5分の4	4,500万円 (延べ床面積ごとに定める額)
耐震診断<令和7年度まで>	5分の4	240万円
耐震改修工事<令和7年度まで>	5分の4	1,200万円
改築・増築・建物購入	3分の2 (市域内過疎5分の4)	3,000万円 (延べ床面積ごとに定める額)
土地購入	3分の2 (市域内過疎5分の4)	5,000万円
修繕（当該工事が20万円以上の場合に限る）	3分の2 (市域内過疎5分の4)	750万円
屋外付帯工事 (当該工事が20万円以上の場合に限る)	2分の1 (市域内過疎3分の2)	350万円
エレベーター設置工事	3分の2 (市域内過疎5分の4)	750万円

●単独老人いこい室

項目	補助率	補助限度額
耐震診断<令和7年度まで>	5分の4	200万円
耐震改修工事<令和7年度まで>	5分の4	800万円
修繕（当該工事が20万円以上の場合に限る）	3分の2 (市域内過疎5分の4)	100万円

※公民館の新築・改築・増築・購入・エレベーター設置工事の予定がある場合は、施行年度の前年の5月末までに要望書の提出が必要になります。